

平成23年3月29日

お客さま各位

大田原信用金庫

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆様への対応について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今般、当金庫は、平成23年3月11日に金融庁および日本銀行からの「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請を受け、今回の地震による被災者の皆様に対しまして、状況に応じ下記の金融上の対応を行ってまいりますのでお知らせいたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることが確認できれば、ご預金の払戻しに対応いたします。
2. お届けの印鑑を紛失した場合には、拇印にて対応いたします。
3. お客様のご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。
また、これを担保とする貸付にも対応いたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期限が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるよう対応いたします。
5. 災害時における手形の不渡処分についても、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。
6. 汚れた紙幣の引換えに対応いたします。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の皆様の便宜を考慮のうえ、適時的確に対応いたします。

以上